

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 理事候補者の選出について
一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第5条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの1名は支部内規第1条1で選出された支部長とする。
2. 選出の方法について
 - 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を2期以上経験した者を候補者として推薦する。ただし会長、副会長、監事経験者は除く。
 - 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。
3. 投票要領について
投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。
4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和57年5月23日
改定	昭和58年5月29日
	昭和61年10月12日
	昭和63年10月9日
	平成11年10月3日
	平成13年9月22日
	平成14年10月6日
	平成22年10月10日
	平成24年10月7日
	平成28年9月17日